

2006(H18)

作業主任者一覧表（安衛法14，令6）

名 称	作 業 の 内 容		資 格 の 条 件	規 則 条 文
高压室内作業主任者	高压室内作業（潜函室内作業の他の圧気工法により，大気圧を超える気圧下の作業室又はシャフトの内部において行う作業に限る。）		免 許 者	高压則 10
ガス溶接作業主任者	アセチレン溶接装置又はガス集合溶接装置を用いて行う金属の溶接，溶断又は加熱の作業		免 許 者	安衛則 314 315
林業架線作業主任者	次ぎに該当する機械集材装置若しくは運材索道の組立て，解体，変更若しくは修理の作業又はこれらの設備による集材若しくは運材の作業 イ 原動機の定格出力7.5kWを超えるもの ロ 支間の斜距離が350m以上のもの ハ 最大使用荷重が200kg以上のもの		免 許 者	安衛則 16
ボイラー取扱作業主任者	ボイラーの取扱の作業（小型ボイラーを除く。）	伝熱面積の合計が500㎡以上の場合のボイラー取扱の作業（貫流ボイラーのみの取扱う場合を除く。）	特級免許者	ボイラー則 24
		伝熱面積の合計が25㎡以上500㎡未満の場合のボイラー取扱の作業（貫流ボイラーのみ取扱う場合，伝熱面積500㎡以上のときを含む。）	特級免許者 1級 〃	ボイラー則 24
		伝熱面積の合計が25㎡未満のボイラー取扱の作業	特級免許者 1級 〃 2級 〃	ボイラー則 24
エックス線作業主任者	放射線業務に係る作業		免 許 者	電離則 46 47
ガンマ線透過写真撮影作業主任者	ガンマ線照射装置を用いて行う透視写真の撮影の作業		免許者	電離則 52—2 52—3
木材加工用機械作業主任者	木材加工機械（丸のこ盤，帯のこ盤，かんな盤，面取り盤及びルーターに限るものとし，携帯用のものをのぞく。）を5台以上（当該機械のうちに自動走材車式帯のこが含まれている場合には，3台以上）有する事業場において行う当該機械による作業		技能講習修了者	安衛則 129 130
プレス機械作業主任者	動力によるプレス機械を5台以上有する当該機械による作業		技能講習修了者	安衛則 133 134

名 称	作 業 の 内 容	資 格 の 条 件	規 則 条 文
乾燥設備作業主任者	次ぎに掲げる設備による物の加熱乾燥の作業 イ 乾燥設備のうち、内容積が1 m <sup>3</sup> 以上のもの。 ロ 乾燥設備のうち、イ以外の設備で熱源として燃料を使用するもの (最大消費料が、固体燃料では毎時10kg以上、液体燃料では毎時10 l以上、気体燃料では毎時1 m <sup>3</sup> 以上のものに限る。)又は熱線として電力を使用するもの(定格消費電力10kW以上のものに限る。)	技能講習修了者	安衛則 297 298
コンクリート破砕器作業主任者	コンクリート破砕器を使用する作業	技能講習修了者	安衛則 321—3 321—4
地山の掘削作業主任者	掘削面の高さが2 m以上となる地山の掘削作業 (岩石の採取の掘削の作業を除く)	技能講習修了者 地山の掘削及び 土止め支保工技能講習修了者	安衛則 359 360
土止め支保工作業主任者	土止め支保工の切りばり又は腹おこしの取付け又は取り外しの作業	技能講習修了者 土止め支保工技能講習修了者	安衛則 374 375
ずい道等の掘削等作業主任者	掘削、ずり積み、支保工の組立て、ロックボルト取付け、コンクリート吹付けの作業	技能講習修了者	安衛則 383—2 383—3
ずい道等の覆工作業主任者	型枠支保工の組立て、移動、解体、コンクリートの打設の作業	技能講習修了者	安衛則 383—4 383—5
採石のための掘削作業主任者	掘削面の高さが2 m以上となる岩石の採取のための掘削作業	技能講習修了者	安衛則 403 404
はい作業主任者	高さが2 m以上のはい付け又ははいくづしの作業 (荷役機械の運転者のみにて行われるものを除く。)	技能講習修了者	安衛則 428 429
船内荷役作業主任者	船舶へ荷の積込み、荷卸し、荷を移動させる作業	技能講習修了者	安衛則 450 451
型枠支保工の組立て等作業主任者	型枠支保工の組立て又は解体の作業	技能講習修了者	安衛則 246 247
足場の組立て等作業主任者	つり足場(ゴンドラのつり足場を除く。) 張出し足場又は高さが5 m以上の構造の足場の組立て、解体又は変更の作業	技能講習修了者	安衛則 565 566
建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者	建築物の骨組み、橋梁の上部構造又は塔であって、金属製の部材により構成されるもの(その高さが5 m以上であるものに限る。)の組立て、解体又は変更の作業	技能講習修了者	安衛則 517—4 517—5

名 称	作 業 の 内 容	資 格 の 条 件	規 則 条 文
鋼橋架設等作業主任者	橋梁の上部構造であって金属製の部材により構成されるもの（その高さが5 m以上であるもの又は当該上部構造のうち橋梁の支間が30 m以上である部分に限る。）の架設、解体又は変更の作業	技能講習修了者	安衛則 517—8 517—9
木造建築物の組立て等作業主任者	軒高5 m以上の木造建築物の構造部材の組立屋根下地、外壁下地の取付けの作業	技能講習修了者	安衛則 517—12 517—13
コンクリート造の工作物の解体等作業主任者	高さ5 m以上のコンクリート造の工作物の解体又は破壊の作業	技能講習修了者	安衛則 517—17 517—18
コンクリート橋架設等作業主任者※	橋梁の上部構造であって、コンクリート造のもの（その高さが5 m以上であるもの又は当該上部構造のうち橋梁の支間が30m以上である部分に限る。）の架設又は変更の作業	技能講習修了者	安衛則 517—22 517—23
第1種圧力容器取扱作業主任者	化学整備に係る第1種圧力容器の取扱いの作業	技能講習修了者	ボイラー則 62 63
特定化学物質作業主任者	特定化学物質等を製造し、又は取り扱う作業	特定化学物質及び四アルキル鉛作業主任者技能講習修了者	特化則 27 28
鉛作業主任者	鉛ライニング作業及び含鉛塗料が塗布された鋼材の溶接、溶断作業又は含鉛塗料のかき落しの作業	技能講習修了者	鉛 則 33 34
四アルキル鉛等作業主任者	四アルキル鉛の製造、混入、機械装置の修理改造、分解、解体、破壊、移動及び汚染されているタンク内、残さい物等を取り扱う作業	特定化学物質及び四アルキル鉛作業主任者技能講習修了者	四鉛則 14 15
酸素欠乏作業主任者	酸素欠乏等危険場所における作業 酸素欠乏作業、酸素欠乏・硫化水素危険作業	技能講習修了者	酸欠則 11
有機溶剤の取扱い等作業主任者	屋内作業物、タンク等で有機溶剤及び有機溶剤の含有量が5%を超えるものを取扱う作業	技能講習修了者	有機則 19 19—2
石綿作業主任者		石綿作業主任者 技能講習修了者	(令6条第23号) 石綿則 19